

資料 2

福島県廃棄物処理計画

平成14年3月
福 島 県

3 不法投棄の事後対策

警察及び市町村と連携し、事実関係や環境への影響を速やかに把握し、廃棄物処理法に基づく改善命令、措置命令及び刑事告発など法的措置を念頭に、原因者や関係者に対し各種基準の遵守や確実な原状回復を指導し、刑事、行政、民事等あらゆる面から厳しくその責任を追及します。さらに、不法投棄行為者、土地を提供した所有者等の関係者はもとより、投棄された産業廃棄物の排出事業者に対しても、投棄物の撤去を求めて原状回復を図ります。

また、投棄者等が不明であったり経済的能力がない場合で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある投棄物については、市町村等と協力し、国との調整を図り、撤去方策について検討を進めます。

第2節 一般廃棄物の自区域内処理

平成11年度に策定した「福島県ごみ処理広域化計画」に基づき、県内7ブロックの区域においてごみ焼却施設等の集約化を行い、一般廃棄物処理事業の広域的な対応を図るため、一般廃棄物処理施設を適正に配置し、ブロック内において収集運搬から最終処分までの一連の処理を完結して行うことができるよう自区域内処理体制の整備を図るとともに、循環型社会の実現のために広域的なリサイクルシステムが円滑に機能するよう廃棄物の発生量及び質に即した適正処理体制の確保を図ります。

特に、最終処分については、県内外に最終処分場を設置している民間事業者に委託している市町村もありますが、早急にごみ処理広域化体制の整備を進め、市町村等の直営施設で行うものとします。

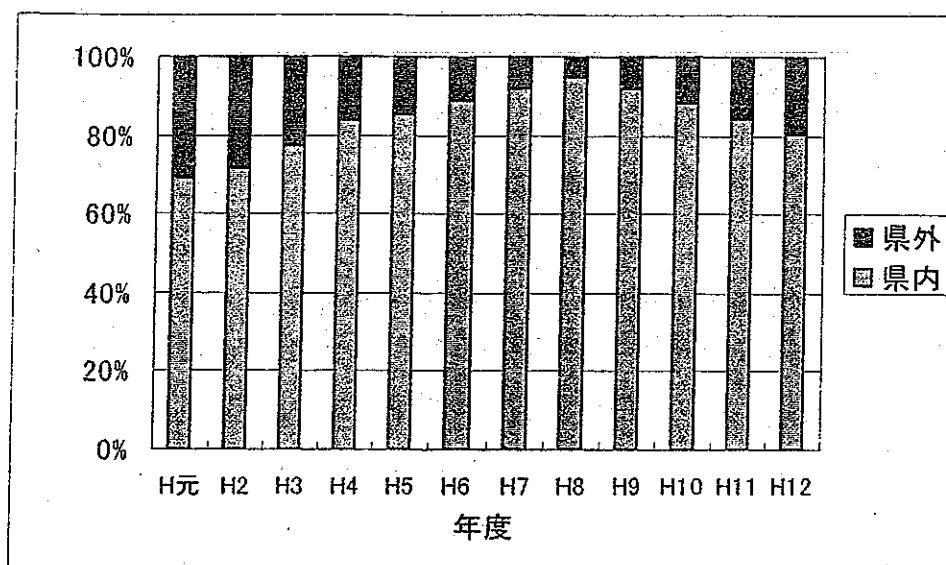
第3節 県外産業廃棄物の取扱い

1 現状における問題

本県は首都圏に隣接していることや高速交通体系が整備されたことなどにより、県外から産業廃棄物が搬入されやすい状況にあります。このため、県内の最終処分場の残存容量が減少することや料金の有利な県外物を多量に受け入れることが県民感情を刺激し、産業廃棄物対策に係る理解と協力が得にくくなること等の問題が生じてきたことから、平成2年に県外物の搬入に係る事前届出制度を設けるなど、県内で発生した産業廃棄物の処理を優先するよう処理業者に指導してきました。

その結果、中間処理業者へ搬入される県外物の割合は、平成元年は約46%でしたが、その後徐々に減少傾向を示し、平成10年には約11%まで減少しました。また、最終処分業者への搬入についても同様に、平成元年以降減少傾向にありましたが、平成9年からは再び増加傾向を示し、平成12年度には約20%まで増加しています。

図16 最終処分業者の県内・県外物構成比の推移



2 対策

県内における産業廃棄物の適正処理を推進していくためには、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要であり、処理業者にあっては県内物を優先して受け入れ処理する体制を確保することが重要となります。

したがって、今後とも中間処理業者及び最終処分業者への産業廃棄物の搬入については、県内物を優先するとともに、特に最終処分業者へ搬入される県外物については、近年増加傾向にあることを踏まえ、その搬入割合を平成12年の数値である20%以下を目指値とするよう指導していきます。

第4節 関係行政機関及び関係地方公共団体との連携

環境への負荷の少ない持続可能な発展が可能な社会の実現を目指し、廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進を図るために市町村や関係行政機関等が適切な役割分担と協調のもとに総合的かつ計画的に施策を展開することが重要です。

特に不法投棄等の不適正処理問題は、1つの自治体のみでは十分対応出来ない状況となっていることから、市町村や関係行政機関等との連携を深めるとともに、随時情報交換を行いながら広域的な対応を図っていくものとします。

第5節 技術開発及び調査研究

廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化の推進、及び生活環境の保全上支障が生じないような適正処理の推進には、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術開発等を一層進めるとともに、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処

